

日弁連総第54号  
2023年（令和5年）1月11日

法務大臣 齋藤 健 殿

日本弁護士連合会  
会長 小林 元 治

### 死刑制度の廃止等を求める要請書

#### 第1 要請の趣旨

- 1 死刑制度を廃止する立法措置を講じること。
- 2 死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑の執行を停止すること。

#### 第2 要請の理由

- 1 死刑は、基本的人権の核を成す生命に対する権利を国が剥奪する刑罰であり、近代人権思想において刑罰が身体刑から自由刑に見直される中で、唯一残された最も苛烈な刑罰である。当連合会は、2016年に開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対し、死刑制度の廃止と刑罰制度全体の見直しを求めてきた。
- 2 周知のとおり、国際的には多くの国が既に死刑制度を廃止しており、最近ではバイデン政権においても司法長官が連邦レベルでの死刑の執行を停止する指示を出すなど、世界的な死刑廃止の流れはさらに進んでいる。このような中において、平和憲法を有する日本において死刑の執行が繰り返されることは大変遺憾である。
- 3 刑罰制度は、犯罪への応報にとどまらず、罪を犯した者の更生により社会全体の安寧に資するものであるべきであり、本年6月に懲役刑と禁錮刑が一本化されて拘禁刑に再編する刑法改正がなされたのも、そのような「応報を主眼とする刑罰制度」から「更生と教育を主眼とする刑罰制度」への移行を意味する。しかしながら、我が国の刑法典の下で、死刑は罪を犯した者の更生を指向しない唯一の刑罰であり、拘禁刑の理念と相容れない異質なものである。
- 4 法務省は、従前から、世論調査において多数の支持を得ているとして、死刑制度の存置を主張してきた。しかし、そもそも死刑についての情報が乏しい中で世論調査が適正であるかどうかの問題があることや、2014年、201

9年の世論調査では、死刑に代えて導入される刑罰の内容次第では死刑の廃止も受け容れられる余地があることが示されている。また、国際人権（自由権）規約委員会等からは、「世論調査の結果にかかわらず」死刑制度の廃止を考慮するよう何度も勧告を受けているのであって、世論調査をよりどころに死刑制度の存置を正当化することは許されない。

5 以上により、当連合会は、死刑制度が廃止されるまでの間、全ての死刑執行を停止するとともに、死刑制度を廃止する立法措置を講じることを求める。

以上